

太平洋セメント販売株式会社
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月 31日までの5年間

2. 目標

営業職に占める女性の割合を、20%以上とする。

3. 取組内容

- 人員計画の見直し、福利厚生制度の充実等
- 女性営業職募集の積極化(ハローワーク、女子大学往訪積極化)
- 育児介護休暇の取得環境の整備
- インターンシップの女子学生受入れの強化

以上